

第3号

2017年
3月21日



Safety Mail

● 滋賀県警察本部交通企画課 ●

県内の交通事故発生状況

《平成29年2月末現在の人身事故》

	件数	死者	傷者
本年	758	5	962
前年	828	9	1,059
増減	-70	-4	-97

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死者	傷者
本年	210	0	125
前年	210	5	137
増減	±0	-5	-12

交通事故は減少していますが、例年、春になると新1年生を中心に子供の事故が増加傾向にあります。ドライバーの皆さん、安全運転をお願いします。

新入学(園)児と高齢者の交通事故防止運動

3月15日(水)～4月15日(土)

- ① 新入学(園)児と保護者に対する交通安全教育・指導の徹底
- ② 高齢ドライバーと高齢者の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ③ 通学・通園路を中心とした交通危険箇所での安全確保(保護誘導活動)の推進

通学路を通行するときは、子供たちに注意して運転を！



通学中の子供たちを交通事故から守るために、交通ルールを守り、安全運転に努めましょう。

春は、新入学児童の交通事故が増加します。朝夕の時間帯はできる限り、通学路を避けて通行しましょう。

～子供たちに「正しい交通ルール」を教えましょう～

小学校に入学すると、親といつも一緒に行動していた子供たちが、友達同士や一人で行動する機会が増えます。

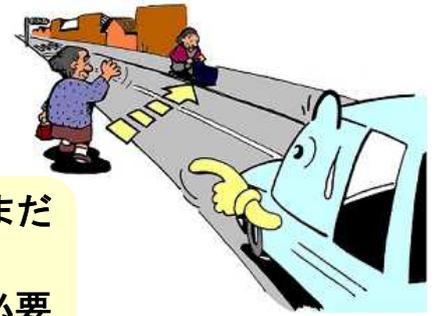
家庭や地域で、子供に正しい交通ルールを教えましょう。

通学路など、実際の道路を一緒に歩いて、子供の目線でどんなところが危険なのか、分かりやすく教えましょう。



「被害者・加害者となる交通事故」から高齢者を守りましょう！

近年、道路を横断される高齢者が、被害に遭われる事故が多発しています。地域ぐるみで「高齢者を守る」ために、保護誘導活動や安全運転を心がけましょう。



車を運転される高齢者が増えていますが、多くの方が「まだ自分の運転は大丈夫」と考えておられるようです。

その過信が大きな事故を招く場合もあるので、家族で車の必要性について話し合い、運転免許証の自主返納も検討しましょう。

職場での指導をお願いします！



新入社員等への交通安全教育

事業主等の皆さんには、職場の社員等への交通安全指導をお願いします。

特に新入社員は、慣れない仕事や生活で、今までとは違う環境に置かれることになります。混雑する通勤時間や夜勤明けでの運転で事故を起こさないように、通勤方法や手段を届出させる等、自宅に帰るまで十分注意するように指導して下さい。

免許制度が変わりました(準中型免許の新設)

18歳から取得可能な準中型免許が新設されました。(3月12日施行)

また、新たな普通免許で運転できる車が変更されました。

運転の管理をされる方は、新入社員の普通免許の交付年月日だけでなく、取得年月日の確認もしっかり行い、無免許や無資格運転にならないように注意をお願いします。

車両総重量	3.5トン	7.5トン	11トン
最大積載量	2トン	4.5トン	6.5トン

未満

以上

未満

以上

未満

以上

普通自動車
普通免許
18歳以上

準中型自動車
準中型免許
18歳以上

中型自動車
中型免許
20歳以上
普通免許等保有2年

大型自動車
大型免許
21歳以上
普通免許等保有3年

春の全国交通安全運動

4月6日(木)～4月15日(土)

子供と高齢者の交通事故防止

～事故にあわない、おこさない～

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(月)

- ◇ 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
(自転車については、特に自転車安全利用五則の周知徹底)
- ◇ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ◇ 飲酒運転の根絶

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp